

## 商品券（スマイルチケット）取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起するため、全市民に商品券を配付します。

については、下記のとおり商品券の取扱店を募集します。

### 1 商品券の内容

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 名 称      | スマイルチケット  |
| (2) 実施・発行主体  | 山陽小野田市  |
| (3) 発行総額（最大） | 約3億1千5百万円   |
| (4) 額 面      | 1枚500円  |
| (5) 発行内容     | 1セット500円券×10枚 を全市民に配付<br>※市外在住の山口東京理科大学の学生も対象   |
| (6) 種 類      | 発行する商品券1セットのうち<br>専用券（取扱店のうち市内の飲食店、小規模事業者、<br>タクシー事業者で利用可能） 500円券×5枚<br>共通券（取扱店全店で利用可能） 500円券×5枚<br>※小規模事業者 従業員5人以下（建設業、運輸業は20人以下）<br>※専用券の対象店舗を含む全事業所での利用が可能 |
| (7) 利用期間     | 令和2年10月から令和3年2月末日まで(予定)   |
| (8) 利用可能店舗   | 商品券取扱店登録証の交付を受けた事業所のみ   |

### 2 取扱店登録の申込方法

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 申込資格 | 山陽小野田市内に事業所、店舗等を有す事業者<br>ただし、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又はこれらの利益につながるおそれがあると認められるときは申込できない。 |
| (2) 申込方法 | 別添「商品券（スマイルチケット）取扱店登録申請書」を提出  |

- (3) 提出先
- 山陽小野田市経済部商工労働課  
住所：山陽小野田市日の出一丁目 1-1  
☎：0836-82-1150 Fax:0836-83-2604
  - 小野田商工会議所  
住所：山陽小野田市中心 2-3-1  
☎：0836-84-4111 Fax:0836-84-4180
  - 山陽商工会議所  
住所：山陽小野田市大字鴨庄 101-29  
☎：0836-73-2525 Fax：0836-73-2526
- (4) 申込期間 令和2年7月1日から令和2年7月31日まで
- (5) 取扱店の決定 申込書類を審査の上決定  
登録事業所には取扱店登録証及びステッカーを交付する（共通券の取扱店と専用券・共通券の取扱店ではステッカーのデザインが異なります。）。

### 3 取扱店の遵守事項

- (1) 登録店の表示等  
取扱店であることを表示するステッカーを店頭及びレジスター付近に表示すること。
- (2) 商品券の取扱い
- ・商品券と現金（電子マネーを含む）との交換は禁止する。
  - ・商品券の額面以下の利用の場合であっても釣銭は渡さないこと。
  - ・公共料金、タバコ及び換金性の高い商品（有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど）との交換はできないものとする。
- (3) 商品券の受取・換金方法
- ・取扱店は利用者から受領した商品券に使用済みであることを明示するため、商品券の裏面に店名を記入または押印しなければならない。
  - ・使用済商品券の二次利用は禁止する。
  - ・取扱店は、事業所の預金口座がある指定金融機関に使用済みの商品券を持参し、支払請求書等に必要事項を記入の上、提出する。  
指定金融機関（換金取扱金融機関）は、商品券の枚数及び使用済みであることを確認し、指定口座へ入金する（現金での支払いはできないものとする）。
  - ・換金手数料はかからない。
  - ・その他使用済み商品券の換金方法の詳細は、取扱店登録後に連絡する。
  - ・指定金融機関は、山口銀行、西京銀行、山口県信用組合、西中国信用金庫のうち市内にある店舗とする。（予定）